



# 熊本県公報

号外 第 3 2 号

平成 24 年 7 月 17 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 災害救助法による救助の実施…………… (健康福祉政策課) 1
- 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害…………… ( " ) 1

## 告 示

### 熊本県告示第 9 1 3 号の 2

平成 24 年 7 月 11 日からの大雨による災害に関し、同年 7 月 12 日から阿蘇郡産山村及び阿蘇郡高森町の区域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を実施する。

なお、災害救助法第 30 条第 1 項の規定により救助の実施に関する事務の一部を阿蘇郡産山村長及び阿蘇郡高森町長が行うこととし、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 23 条第 1 項前段の規定による通知をしたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 24 年 7 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県告示 9 1 3 号の 3

平成 24 年 7 月 12 日、球磨郡五木村の区域内において発生した大雨による災害を被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の対象となる自然災害とする。

平成 24 年 7 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫